

# 給油取扱所定期点検実施要領

## 札幌市厚別消防署

本研修資料の作成にあたっては、以下の文献を参考にしています。

- 1 定期点検指導マニュアル【給油取扱所、地下タンク貯蔵所】  
(平成26年3月31日発行、一般財団法人全国危険物安全協会)
- 2 逐条解説 危険物政令  
(平成26年3月1日発行、危険物法令研究会)
- 3 日常点検マニュアル  
(2015年3月改訂、株式会社タツノ)
- 4 計量機の日常点検マニュアル  
(2019.08、トキコシステムソリューションズ株式会社)

## 給油取扱所の定期点検記録表の種類

給油取扱所の定期点検記録表には次の 4 種類があり、給油取扱所の形態に応じていずれか 1 つの点検表を使用し、1 年に 1 回点検を行わなければならない。

また、これらの点検表に加えて、給油取扱所に電気防食装置、泡消火設備などが設置されている場合には、それぞれの設備の点検表を使用した点検も必要になる。

なお、地下タンクや地下埋設配管の漏れの点検、計量機やローリーアースの接地抵抗値の測定など、専門業者に外注して行う点検結果はこれらの点検表と併せて保管する必要がある。

- 1 「給油取扱所（屋外）点検表」  
➡ フルサービスの屋外 SS 用
- 2 「給油取扱所（屋内）点検表」  
➡ フルサービスの屋内 SS 用
- 3 「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（屋外）点検表」  
➡ 全面セルフサービス、部分セルフサービス（スプリット）の屋外 SS 用
- 4 「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（屋内）点検表」  
➡ 全面セルフサービス、部分セルフサービス（スプリット）の屋内 SS 用  
+
- 5 「電気防食装置の点検表（地下貯蔵タンクを有するものに限る。）」
- 6 「顧客に自ら給油等を給油取扱所の泡消火設備（パッケージ型）点検表」  
など

※ 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所 ➡ セルフサービスの SS

点検項目		点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日 及び措置内容	
空地等	空地	1 障害物件の有無	目視			
	地盤	2 周囲地盤との高低差の適否	目視			
		3 亀裂、損傷等の有無	目視			
	排水溝、油分離装置	4 亀裂、損傷等の有無	目視			
		5 滯油、滯水、土砂等の堆積の有無	目視			
		6 亀裂、損傷、傾斜等の有無	目視			
建築物等	壁、柱、床、はり、屋根	7 亀裂、損傷等の有無	目視			
	防火戸	8 変形、損傷の有無及び閉鎖機能の適否	目視			
	看板等	9 固定の適否及び傾斜等の有無	目視			
	顧客に自ら給油等をさせることができる給油取扱所である旨の表示	10 損傷、汚損の有無	目視			
	制御卓等	制御卓	11 位置の適否	目視		
		監視設備	12 機能の適否	作動確認		
		制御装置	13 機能の適否	作動確認		
		放送機器等	14 機能の適否	作動確認		
	専用タンク・廃油タンク等	上部スラブ	15 亀裂、崩没、不等沈下の有無	目視		
		タンク本体	16 漏えいの有無	*注1		
通気管		17 位置、固定の適否	目視			
		18 腐食、損傷の有無	目視			
		19 引火防止網の脱落、目づまり等の有無	目視			
可燃性蒸気回収弁		20 損傷の有無	目視			
液量自動表示装置		21 損傷の有無	目視			
		22 作動状況及び指示の適否	目視			
計量口		23 蓋の閉鎖状態	目視			
		24 変形、損傷の有無	目視			
漏えい検査管		25 変形、損傷、土砂等の堆積の有無	*注2			
漏えい検知装置（二重殻タンク）	26 損傷の有無	目視				
	27 警報装置の機能の適否	作動確認				

	注 入 口	28	変形、損傷の有無	目視		
		29	接地電極損傷の有無	目視		
		30	接地抵抗値の適否	接地抵抗計による測定		
	注 入 口 ピ ッ ト	31	亀裂、損傷、滯油、滯水、土砂等の堆積の有無	目視		
		32	油種別表示の有無	目視		
簡易タンク	タ ン ク 本 体	33	漏えいの有無	目視		
		34	固定の適否、塗装状況及び腐食、損傷の有無	目視		
	通 気 管	35	腐食、損傷の有無	目視		
		36	引火防止網の脱落、目づまり等の有無	目視		
地上式固定給油設備・固定注油設備	各 接 合 部	37	漏えい、変形、損傷の有無	目視		
	固 定 ボ ル ト	38	腐食、ゆるみ等の有無	目視		
	ノズル、ホース	39	漏えいの有無	目視		
		40	亀裂、損傷、結合部のゆるみ等の有無	目視		
		41	直近の位置の油種別表示、ローリー専用等表示の損傷、汚損の有無	目視		
	ポ ン プ	42	漏えいの有無	目視		
		43	変形、損傷の有無	目視		
		44	異音、異常振動、異常発熱の有無	目視		
	流 量 計	45	漏えい、破損の有無	目視		
	表 示 装 置	46	変形、損傷の有無	目視		
静電気除去装置	47	損傷の有無	目視			
	48	接地抵抗値の適否	接地抵抗計による測定			
懸垂式固定給油設備・固定注油設備	各 接 合 部	49	漏えい、変形、損傷の有無	目視		
	固 定 ボ ル ト	50	腐食、ゆるみ等の有無	目視		
	ノズル、ホース	51	漏えいの有無	目視		
		52	亀裂、損傷、結合部のゆるみ等の有無	目視		
		53	直近の位置の油種別表示、ローリー専用等表示の損傷、汚損の有無	目視		
	ホースリール	54	漏えい、変形、損傷の有無	目視		
		55	ホース升降機能、作動状況の適否	作動確認		
	表 示 装 置	56	変形、損傷の有無	目視		

油設備	57	損傷の有無	目視		
	58	接地抵抗値の適否	接地抵抗計による測定		
	59	緊急移送停止装置	機能の適否	作動確認	
顧客用固定給油設備・固定注油設備	60	起動安全対策ノズル	機能の適否	作動確認	
	61	脱落時停止装置	機能の適否	作動確認	
	62	可燃性蒸気回収装置	機能の適否	作動確認	
	63	満量停止装置	機能の適否	作動確認	
	64	緊急離脱カプラー	変形、損傷の有無	目視	
	65	誤給油防止装置	機能の適否	作動確認	
	66	定量、定時間制御	機能の適否	作動確認	
	67	感震器	機能の適否	作動確認	
	68	注油ノズル	開放状態を固定できない手動開閉装置の適否	作動確認	
	69	衝突防止装置	変形、損傷の有無	目視	
	70	漏えい拡散防止装置	変形、損傷の有無	目視	
	71	顧客用である旨の表示	損傷、汚損の有無	目視	
	72	自動車等の停止位置又は容器の置き場所の表示	損傷、汚損の有無	目視	
	73	使用方法及び危険物の品目の表示、彩色	損傷、汚損の有無	目視	
74	顧客用固定給油設備等以外への顧客用でない旨の表示	損傷、汚損の有無	目視		
配管・バルブ等	75	漏えいの有無	*注1		
	76	変形、損傷の有無	目視		
	77	塗装状況及び腐食の有無	目視		
	78	保温(冷)材の損傷、脱落等の有無	目視*注3		
	79	固定の適否	目視		
	80	点検ボックス	亀裂、損傷、滯油、滯水、土砂等の堆積の有無	目視	
	81	漏えい、損傷等の有無	目視		
	82	開閉機能の適否	目視		
	83	端子箱の損傷、土砂等の堆積、端子のゆるみ等の有無	目視		
	84	防食電位(電流)の適否	電位計による測定		

ポンプ室・油庫・整備室等	壁、柱、はり、屋根	85	損傷の有無	目視		
	防 火 戸	86	変形、損傷の有無及び閉鎖機能の適否	目視		
	ポンプ (ポンプ室に限る。)	87	漏えいの有無	目視		
		88	変形、損傷の有無	目視		
		89	異音、異常振動、異常発熱の有無	目視		
	床、点検ピット、ためます	90	亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
	換 気 ・ 排 出 設 備	91	変形、損傷の有無	目視		
		92	機能の適否	作動確認		
照 明 設 備	93	損傷の有無	目視			
	電 気 設 備	94	配線及び機器の損傷有無	目視		
95		機能の適否	作動確認			
附随設備	蒸 気 洗 浄 機	96	排気筒又は煙突の脱落及び変形、損傷の有無	目視		
		97	囲いの変形、損傷の有無	目視		
	洗 車 機	98	損傷の有無	目視		
	オ ー ト リ フ ト	99	漏えい、損傷の有無	目視		
	混 合 燃 料 油 調 合 器	100	漏えい、損傷の有無	目視		
そ の 他 の 設 備	101	損傷の有無及び位置の適否	目視			
標 識 ・ 掲 示 板	102	取付状況、記載事項の適否及び損傷、汚損の有無	目視			
消 火 設 備	消 火 器	103	位置、設置数、外観的機能の適否	目視		
	消火器以外の消火設備	104	消火設備点検表による			
警 報 設 備		105	損傷の有無	目視		
		106	機能の適否	作動確認		
避 難 設 備	誘 導 灯 本 体	107	点灯状況及び損傷の有無	目視		
		108	視認障害物品等の有無	目視		
	非 常 電 源	109	停電時の点灯状況	作動確認		
そ の 他	110					

注1 地下タンクのタンク本体及び地下埋設配管の漏えいの有無については、「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（平成16年3月18日付け消防危第33号）により点検すること。

注2 検査棒等により確認するとともに、併せて漏えい危険物の有無についても確認すること。

注3 保温（冷）材の損傷、脱落等が認められた場合には、保温（冷）下の配管が腐食しているおそれがあることから、保温（冷）材を外して点検することが望ましい。

## 目次（屋外セルフ）

No.	点検項目		点検内容	ページ	
1	空地等	空地	障害物件の有無	1	
2		地盤面	周囲地盤との高低差の適否	2	
3			亀裂、損傷等の有無	3	
4		排水溝、油分離装置	亀裂、損傷等の有無	4-5	
5			滯油、滯水、土砂等の堆積の有無	6	
6	防火塀		亀裂、損傷、傾斜等の有無	7	
7	建築物等	壁、柱、床、はり、屋根、ひさし	亀裂、損傷等の有無	8	
8		防火戸	変形、損傷の有無及び閉鎖機能の適否	9	
9		看板等	固定の適否及び傾斜等の有無	10	
10		顧客に自ら給油等をさせることができる給油取扱所である旨の表示		損傷、汚損の有無	11
11		制御卓等	制御卓	位置の適否	12
12			監視設備	機能の適否	13
13			制御装置	機能の適否	14-15
14			放送機器等	機能の適否	16
15	専用タンク・廃油タンク等	上部スラブ	亀裂、崩没、不等沈下の有無	17-19	
16		タンク本体	漏えいの有無	20-23	
17		通気管	位置、固定の適否	24	
18			腐食、損傷の有無	25	
19			引火防止網の脱落、目づまり等の有無	26	
20		可燃性蒸気回収弁	損傷の有無	27	
21		液量自動表示装置	損傷の有無	28-29	
22			作動状況及び指示の適否	30	
23		計量口	蓋の閉鎖状態	31	
24			変形、損傷の有無	32	
25		漏えい検査管	変形、損傷、土砂等の堆積の有無	33-35	
26		漏えい検知装置 (二重殻タンク)	損傷の有無	36-37	
27			警報装置の機能の適否	38	
28			変形、損傷の有無	39	
29		注入口	接地電極損傷の有無	40	
30	接地抵抗値の適否		41		
31	等廃専用タンク	注入口ピット	亀裂、損傷、滯油、滯水、土砂等の堆積の有無	42	
32			油種別表示の有無	43	
33	タンク簡易	タンク本体	漏えいの有無	44	

## 目次（屋外セルフ）

		点検項目	点検内容	ページ
34			固定の適否、塗装状況及び腐食、損傷の有無	45
35		通気管	腐食、損傷の有無	46
36			引火防止網の脱落、目づまり等の有無	47
37	地上式固定給油設備・固定注油設備	各接合部	漏えい、変形、損傷の有無	48-51
38		固定ボルト	腐食、ゆるみ等の有無	52
39		ノズル・ホース	漏えいの有無	53-54
40			亀裂、損傷、結合部のゆるみ等の有無	55-56
41			直近の位置の油種別表示の損傷、汚損の有無	57
42		ポンプ	漏えいの有無	58-59
43			変形、損傷の有無	60-61
44			異音、異常振動、異常発熱の有無	63-64
45		流量計	漏えい、破損の有無	62
46		表示装置	変形、損傷の有無	65
47		静電気除去装置	損傷の有無	66
48	接地抵抗値の適否		67	
49	懸垂式固定給油設備・固定注油設備	各接合部	漏えい、変形、損傷の有無	
50		固定ボルト	腐食、ゆるみ等の有無	
51		ノズル、ホース	漏えいの有無	
52			亀裂、損傷、結合部のゆるみ等の有無	
53			直近の位置の油種別表示の損傷、汚損の有無	
54		ホースリール	漏えい、変形、損傷の有無	
55			ホース昇降機能、作動状況の適否	
56		表示装置	変形、損傷の有無	
57		静電気除去装置	損傷の有無	
58			接地抵抗値の適否	
59	緊急移送停止装置	機能の適否		
60	顧客用固定給油設備・固定注油設備	起動安全対策ノズル	機能の適否	
61		脱落時停止装置	機能の適否	
62		可燃性蒸気回収装置	機能の適否	
63		満量停止装置	機能の適否	
64		緊急離脱カプラー	変形、損傷の有無	
65		誤給油防止装置	機能の適否	
66		定量、定時間制御	機能の適否	

## 目次（屋外セルフ）

		点検項目	点検内容	ページ
67		感震器	機能の適否	
68		注油ノズル	開放状態を固定できない手動開閉装置の有無	
69		衝突防止装置	変形、損傷の有無	
70		漏えい拡散防止装置	変形、損傷の有無	
71		顧客用である旨の表示	損傷、汚損の有無	
72		自動車等の停止又は容器の置き場所の表示	損傷、汚損の有無	
73		使用方法及び危険物の品目の表示、彩色	損傷、汚損の有無	
74		顧客用固定給油設備等以外への顧客用でない旨の表示	損傷、汚損の有無	
75	配管・バルブ等	配管	漏えいの有無	
76			変形、損傷の有無	
77			塗装状況及び腐食の有無	
78			保温（冷）材の損傷、脱落等の有無	
79			固定の適否	
80		点検ボックス	亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	
81		バルブ	漏えい、損傷の有無	
82			開閉機能の適否	
83		電気防食設備	端子箱の損傷、土砂等の堆積、端子のゆるみ等の有無	
84			防食電位（電流）の適否	
85	ポンプ室・油庫・整備室等	壁、柱、はり、屋根	損傷の有無	
86		防火戸	変形、損傷の有無及び閉鎖機能の適否	
87		ポンプ (ポンプ室に限る。)	漏えいの有無	
88			変形、損傷の有無	
89			異音、異常振動、異常発熱の有無	
90		床、点検ピット、ためます	亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	
91		換気・排出設備	変形、損傷の有無	
92	油庫・ポンプ室	換気・排出設備	機能の適否	
93		照明設備	損傷の有無	
94	電気設備		配線及び機器の損傷の有無	
95			機能の適否	

## 目次（屋外セルフ）

		点検項目	点検内容	ページ
96	附 随 設 備	蒸気洗浄機	排気筒又は煙突の脱落及び変形、損傷の有無	
97			囲いの変形、損傷の有無	
98		洗車機	損傷の有無	
99		オートリフト	漏えい、損傷の有無	
100		混合燃料油調合機	漏えい、損傷の有無	
101		その他の設備	損傷の有無及び位置の適否	
102	標識・掲示板		取付状況、記載事項の適否及び損傷、汚損の有無	
103	設 消 備 火	消火器	位置、設置数、外観的機能の適否	
104		消火器以外の消火設備	消火設備点検表による	
105	警報設備		損傷の有無	
106			機能の適否	
107	避 難 設 備	誘導灯本体	点灯状況及び損傷の有無	
108			視認障害物品等の有無	
109		非常電源	停電時の点灯状況	
110	その他			

■この点検の対象は		すべてのSS		
No.	点検項目		点検内容	点検方法
1	空地等	空地	障害物件の有無	目視
<p>「給油空地<small>きゅうゆうくうち</small>」、「注油空地<small>ちゅうゆうくうち</small>」内に自動車等への給油、容器への注油、ローリーへの注入の際に障害となる物件がないかを目視で確認する。</p> <p>給油等の障害となる物件には、看板なども含みます。</p>				

### 【解説】

ガソリン等を自動車に給油するための設備（計量機）を「固定給油設備こていきゅうゆうせつび」といい、灯油をポリ容器等に注油するための設備（計量機）を「固定注油設備こていちゅうゆうせつび」という。

「給油空地」とは、自動車等に直接給油し、及び給油を受ける自動車等が入りするための間口 10m 以上、奥行 6m 以上の固定給油設備の周囲に保有する空地のことをいう。

「注油空地」とは、灯油を容器に詰め替え、又は移動タンク貯蔵所等に注入するための固定注油設備の周囲に保有する給油空地以外の場所に保有する空地のことをいう。

※ 給油空地及び注油空地の具体的な範囲については、給油所ごとに異なるので、給油所ごとに許可申請書に添付した図面で確認してください。

#### 【給油空地の例】



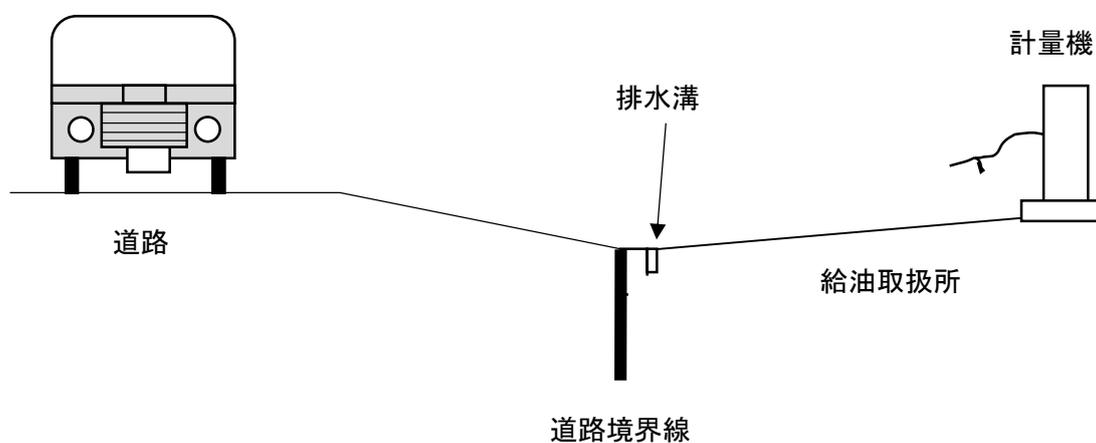
#### 【注油空地の例】



■この点検の対象は		すべてのSS		
No.	点検項目		点検内容	点検方法
2	空地等	地盤面	周囲地盤との高低差の適否	目視
<p>道路の改修工事等により、給油空地、注油空地の高さよりも道路が高くなっていないかを目視で確認する。</p>				

### 【解説】

- 1 給油取扱所の給油空地、注油空地は、漏れた危険物や可燃性の蒸気が給油取扱所内に滞留しないよう、道路に向かって地盤面が傾斜している。
- 2 給油空地等の高さよりも道路の方が高くなると、給油取扱所内の可燃性蒸気が道路に排出されづらくなり危険である。



■この点検の対象は		すべてのSS		
No.	点検項目		点検内容	点検方法
3	空地等	地盤面	亀裂、損傷等の有無	目視
給油空地、注油空地の地盤面（コンクリート）に亀裂や損傷等がないか、目視で確認する。				

### 【解説】

給油空地、注油空地の地盤面は次に掲げる要件に適合しなければならないため、一般的に厚さ15センチメートル程度の鉄筋コンクリートで舗装されている。なお、アスファルトは耐火性に劣るので給油空地、注油空地には使用できない。

- 1 漏れた危険物が浸透し、又は当該危険物によって劣化し、若しくは変形するおそれがないものであること。
- 2 当該給油取扱所において想定される自動車等の荷重により損傷するおそれがないものであること。
- 3 耐火性を有するものであること。

### 【コンクリート打設前の鉄筋の状態】



### 【給油空地のコンクリートの例】



■この点検の対象は		すべてのSS		
No.	点検項目		点検内容	点検方法
4	空地等	排水溝、油分離装置	亀裂、損傷等の有無	目視
排水溝及び油分離装置に亀裂、損傷等がないかを目視で確認する。				

### 【解説】

- 給油空地、注油空地内で危険物が流出した場合、地盤面の傾斜に沿って排水溝へ流れ、排水溝から油分離装置を経て下水道へ放流される。  
油分離装置では、油と水を分離させて水のみを下水道へ放流する。
- 地盤沈下や車両の通過、腐食等により排水溝や油分離装置に損傷があると、油水が道路や土中、又は下水等に流出するおそれがある。
- 排水溝は、油分離装置に向かって傾斜しており、排水溝に流れ込んだ油水がスムーズに油分離装置に流れるように造られている。

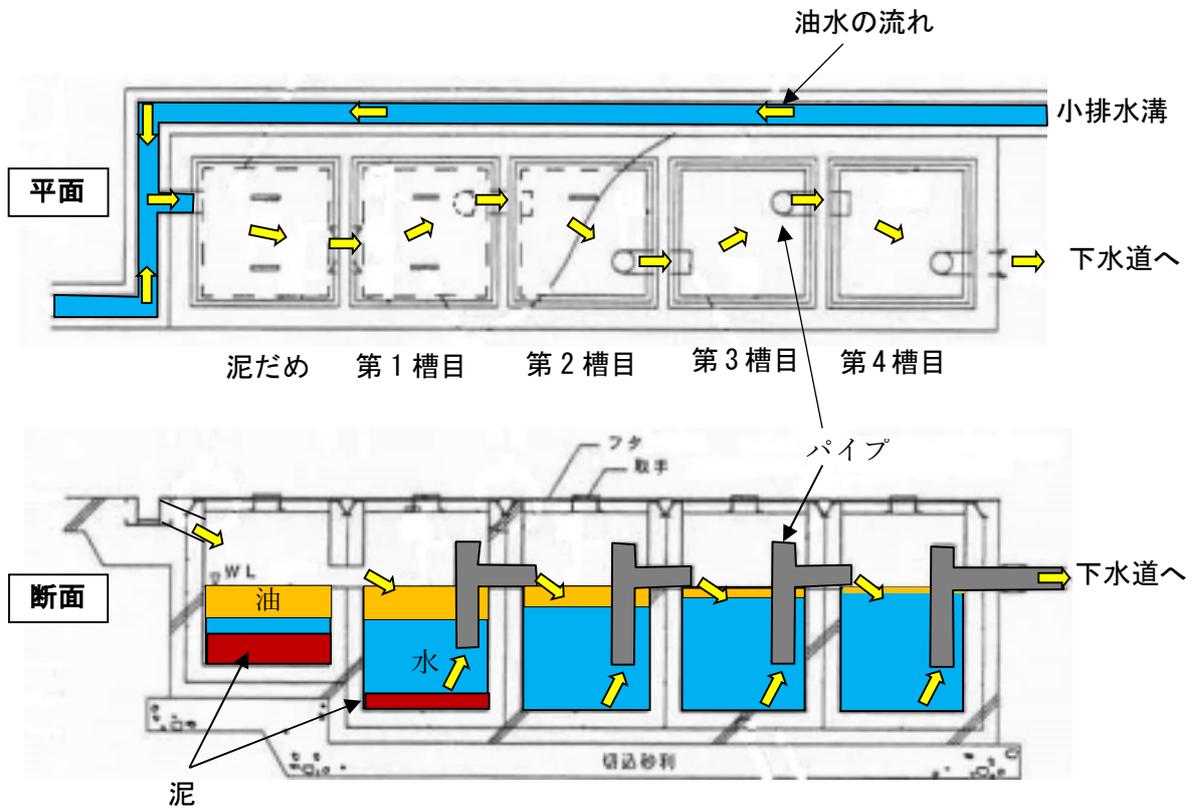
【排水溝の例】



【破損した排水溝の例】



4 給油取扱所で取り扱うガソリン等の危険物は水よりも軽いため、油分離装置に入った油は、軽い危険物が槽の上の方に溜まり、重い水が槽の下の方からパイプを通して次の槽に移動する。これを繰り返すことにより油と分離された水を下水道へ排水する。



【油分離装置の例】



本来パイプの下から油の薄い水が次の槽へ流れ込むが、腐食によりパイプに穴が開くと、そこから油がパイプ内に入り込むため、油が分離されずに濃い油が次の槽へ流れ込むおそれがある。

■この点検の対象は		すべてのSS	
No.	点検項目	点検内容	点検方法
5	空地等	排水溝、油分離装置	滞油、滞水、土砂等の堆積の有無 目視
排水溝や油分離装置に油や水が溜まっていないか、土砂や落ち葉、ごみ等がないかを目視で確認する。			

**【解説】**

- 1 排水溝に土砂等が堆積していると油水の流れが悪くなり、排水溝から油水があふれ出し道路等に流出するおそれがある。

【排水溝の例】



- 2 油分離装置にごみや土砂等が堆積すると、油分離装置から油水があふれ出し道路等に流出するおそれがある。

【油分離装置の例】

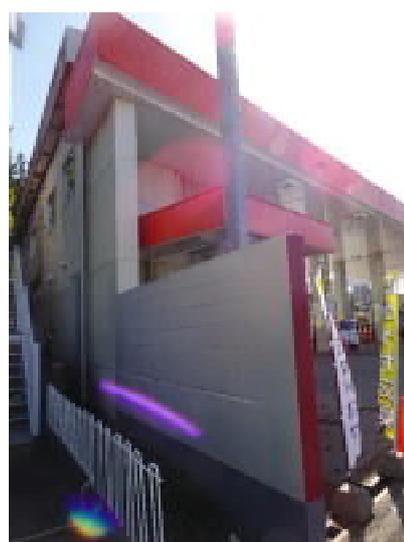


■この点検の対象は		すべてのSS	
No.	点検項目	点検内容	点検方法
6	防火塀	亀裂、損傷、傾斜等の有無	目視
防火塀に亀裂や損傷がないか、傾いていないかなどを目視で確認する。			

### 【解説】

一般に、給油取扱所には、火災による被害の拡大を防止するため、隣地との間に高さ2 m以上のコンクリートブロックや鉄筋コンクリート造の防火塀が設置されている。

### 【防火塀の例】



■この点検の対象は		すべてのSS		
No.	点検項目		点検内容	点検方法
7	建築物等	壁、柱、床、はり、 屋根、ひさし	亀裂、損傷等の有無	目視
<p>給油取扱所の建築物の壁、柱、床、はり、屋根、ひさしに亀裂や損傷がないかを目視で確認する。</p> <p>※ ポンプ室、油庫、整備室はNo.85の点検項目により点検する。</p>				

### 【解説】

- 1 給油取扱所の建築物の構造は次のとおり規制されている。
  - (1) 屋外給油取扱所  
壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造、又は不燃材料で造ること。
  - (2) 屋内給油取扱所  
壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とすること。  
ただし、上部に上階がない場合には、屋根を不燃材料で造ることができる。  
例) 一般的に、キャノピーの屋根の上には上階がないので、不燃材料(鉄板)で造られている。
  
- 2 亀裂や損傷が多い箇所
  - (1) 倉庫の壁(ものをぶつけやすい。)
  - (2) 洗車室の壁(水分が多い。)
  - (3) 屋内給油取扱所の場合、はりや柱などの鉄骨の岩綿被覆(特に、倉庫や洗車室)  
※ 鉄骨(H鋼など)は熱に弱いため、耐火構造とするために鉄骨の外側に岩綿を25mm吹き付けるなどして保護しているため、岩綿がはがれ落ちている場合などは、再度吹き付ける必要がある。
  - (4) 屋内給油取扱所のキャノピーの支柱  
一般にキャノピーの支柱は鉄骨で造られているので、支柱のまわりを耐火構造の壁で囲っているが、この壁が割れていたりすることが多い。

■この点検の対象は		すべてのSS		
No.	点検項目		点検内容	点検方法
8	建築物等	防火戸	変形、損傷の有無及び閉鎖機能の適否	目視
給油取扱所の建築物に設けられた防火戸に変形、損傷がないか、また、きちんと閉鎖されるかどうか目視で確認する。				

**【解説】**

- 1 原則として、給油取扱所の建築物に設ける窓、出入口は防火戸を設けることとされている。  
火災の際に扉からの延焼を防ぐために防火戸は鉄板等で作られているが、扉が変形してきちんと閉まらなかったり、閉まっても損傷部分から火炎が噴き出しては防火戸の意味がない。
- 2 販売室内のトイレのドアなど、危険物を取り扱わない室の扉は防火戸でなくてもよいことがある。
- 3 洗車室に隣接するボイラー室の扉などは、洗車時の水分により腐食、劣化しやすいので、点検時には特に注意する必要がある。

【鉄製の扉の防火戸の例】



【販売室ガラスドアの防火戸の例】



■この点検の対象は		すべてのSS		
No.	点検項目		点検内容	点検方法
9	建築物等	看板等	固定の適否及び傾斜等の有無	目視
<p>サインポールやキャノピーサイン、その他の看板などが外れかかっていないか、固定ボルトが緩んでいないかなどの固定状況、傾いていないかなどを目視で確認する。</p>				

### 【解説】

給油取扱所には、給油に関連する業務のためのサインポールや看板などの工作物は設けても良いこととされている。

### 【看板等の例】



■この点検の対象は		セルフSS		
No.	点検項目		点検内容	点検方法
10	建築物等	顧客に自ら給油等をさせることができる給油取扱所である旨の表示	損傷、汚損の有無	目視

サインポールやキャノピーサインにある「セルフ」と表示された看板などが損傷していないか、汚れて見えづらくなっていないかを目視で確認する。

### 【解説】

- 1 セルフスタンドのことを法令では「顧客に自ら給油等をさせることができる給油取扱所」という。
- 2 自動車等がセルフスタンドに進入する際、見やすい箇所にセルフスタンドであることがわかるよう、「セルフ」、「セルフサービス」などの記載、看板を掲示しなければならない。

#### 【サインポール等の例】



■この点検の対象は		セルフSS		
No.	点検項目		点検内容	点検方法
11	建築物等	制御卓	位置の適否	目視

すべてのセルフ用計量機における客の給油行為などを直接目で監視できる、または監視カメラにより監視できる位置であるか、せいぎょたく制御卓（かんしつ監視室）から確認する。

※ フル用の計量機は監視できなくてよい。

**【解説】**

「制御卓」とは、SSC（セルフサービスコンソールの略）や泡消火設備の起動装置、監視カメラのモニター、放送設備のマイク、インターホンの親機などを設置し、監視者（乙種の危険物取扱者）が給油許可や緊急停止などの制御を行い、客の給油行為を直接又はモニターにより監視し、必要に応じて客に指示することができる監視室などの場所をいう。

【制御卓の例】



【制御卓に設置される機器の例】



■この点検の対象は		セルフSS		
No.	点検項目		点検内容	点検方法
12	建築物等	監視設備	機能の適否	作動確認

客の給油作業等を監視カメラによりモニターで正常に見ることができるかを確認する。

※ 監視カメラの角度、モニターの画質など。

### 【解説】

「監視設備」（監視カメラ）は、制御卓から直接見ることができない計量機の裏側、自動車の陰になる部分などを監視するために設置されている。

【監視カメラ用モニターの例】



【監視カメラの例】



監視カメラ

■この点検の対象は		セルフSS		
No.	点検項目		点検内容	点検方法
13	建築物等	制御装置	機能の適否	作動確認
1 全面セルフの場合				
<p>SSC、屋外の一斉停止スイッチによりセルフ用計量機の給油許可、個別停止、一斉停止が正常にできるか、実際に操作し確認する。</p> <p>(1) 「個別停止」</p> <p>セルフ用計量機のポンプを運転させた状態で、SSCによりその計量機の個別停止スイッチを押し、ポンプが停止（運転音がしなくなる、計量機に触れていると振動が止まるなど。）することを確認する。</p> <p>※ モバイルSSCがある場合には、モバイルSSCと卓上SSCの両方で行う。</p> <p>(2) 「一斉停止」</p> <p>ア SSCによる一斉停止</p> <p>複数のセルフ用計量機のポンプを運転させ、SSCの一斉停止スイッチを押し、運転していた計量機のポンプがすべて停止することを確認する。</p> <p>※1 モバイルSSCがある場合には、モバイルSSCと卓上SSCの両方で行う。</p> <p>※2 一般的に全面セルフのスタンドでは、SSCの一斉停止スイッチにより一斉停止を行うが、複数のSSCが設置されている場合などには、制御卓に設置されている「一斉停止スイッチ」を押し、運転していた計量機のポンプがすべて停止することを確認する。</p> <p>イ 屋外の一斉停止スイッチによる一斉停止</p> <p>販売室の外壁やキャノピーの支柱などに設置されている一斉停止スイッチを押し、アと同様に複数の計量機のポンプがすべて停止することを確認する。</p>				

## 2 スプリットの場合

### (1) 「個別停止」

セルフ用の計量機について、全面セルフと同様に確認する。

### (2) 「一斉停止」

セルフ用の計量機だけではなく、フル用の計量機のポンプも停止させなければならないので、セルフ用計量機及びフル用計量機のポンプを運転させ、SSCの一斉停止ではなく、制御卓及び屋外の一斉停止スイッチにより運転していたすべての計量機のポンプが停止することを確認する。

※ モバイルSSCがある場合は、SSCの一斉停止スイッチによりセルフ用計量機及びフル用計量機の両方を停止することができるため、モバイルSSC及び卓上SSCの両方及び屋外の一斉停止スイッチで確認する。

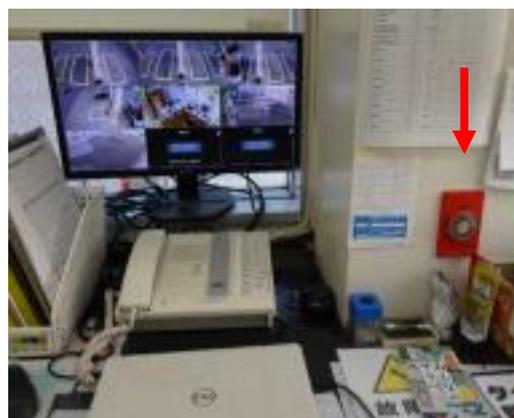
### 【解説】

「制御装置」とは、SSC、制御卓にある計量機の一斉停止スイッチ、屋外にある一斉停止スイッチなど、給油行為等を開始または停止させることができる装置をいう。

### 【SSCの例】



### 【一斉停止スイッチの例】



■この点検の対象は		セルフSS		
No.	点検項目		点検内容	点検方法
14	建築物等	放送機器等	機能の適否	作動確認
<p>(1) 制御卓と計量機のインターホンで正常に会話できるかを実際に通話して確認する。</p> <p>(2) 制御卓のマイクを使用してテスト放送し、通常客がいるすべての場所で放送内容が正常に聞き取れるか確認する。</p>				

### 【解説】

「放送機器等」とは、インターホンと放送設備をいう。

【インターホンの例】



【放送設備の例】



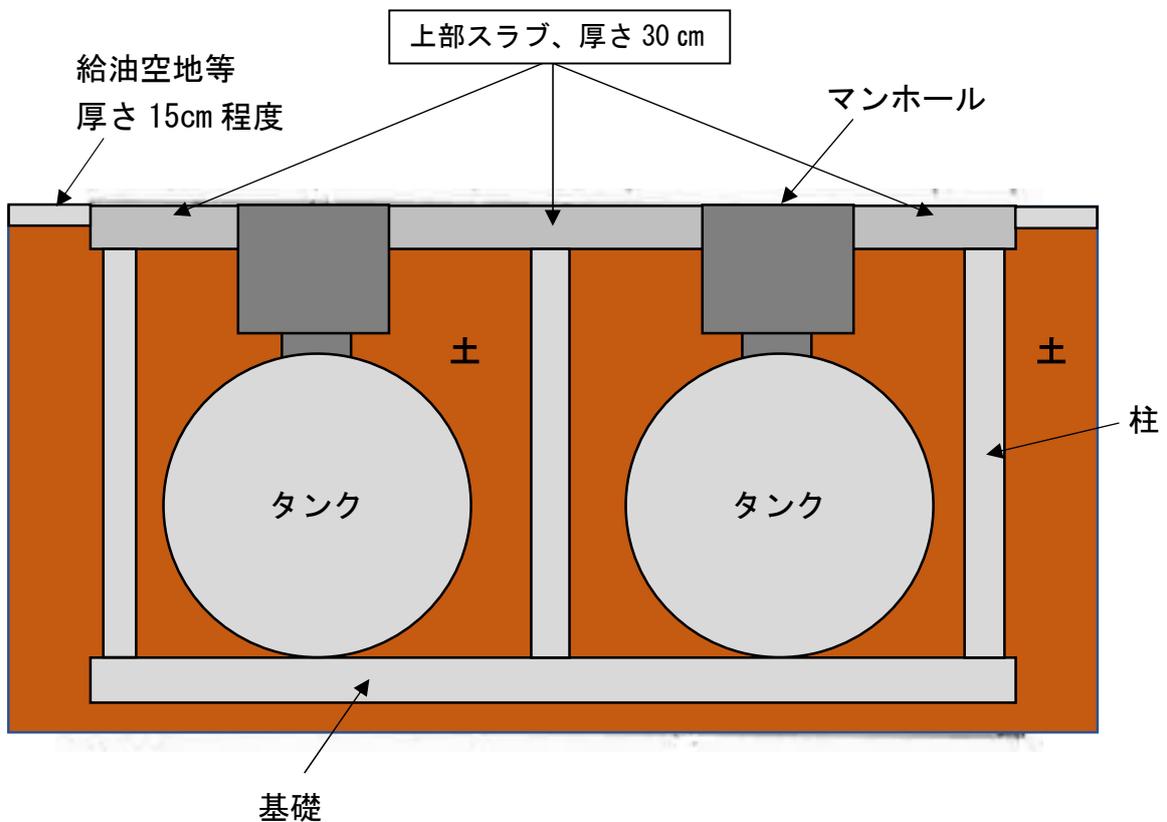
放送設備の点検は、屋外に人を配置し、放送が正常に聞き取れるか確認する。

■この点検の対象は		すべてのSS	
No.	点検項目	点検内容	点検方法
15	専用タンク・ 廃油タンク等 上部スラブ	亀裂、崩没、不等沈下 の有無	目視
<p>専用タンク及び廃油タンク等の地下タンクの上部スラブについて、亀裂、崩没、不等沈下がないか目視で確認する。</p>			

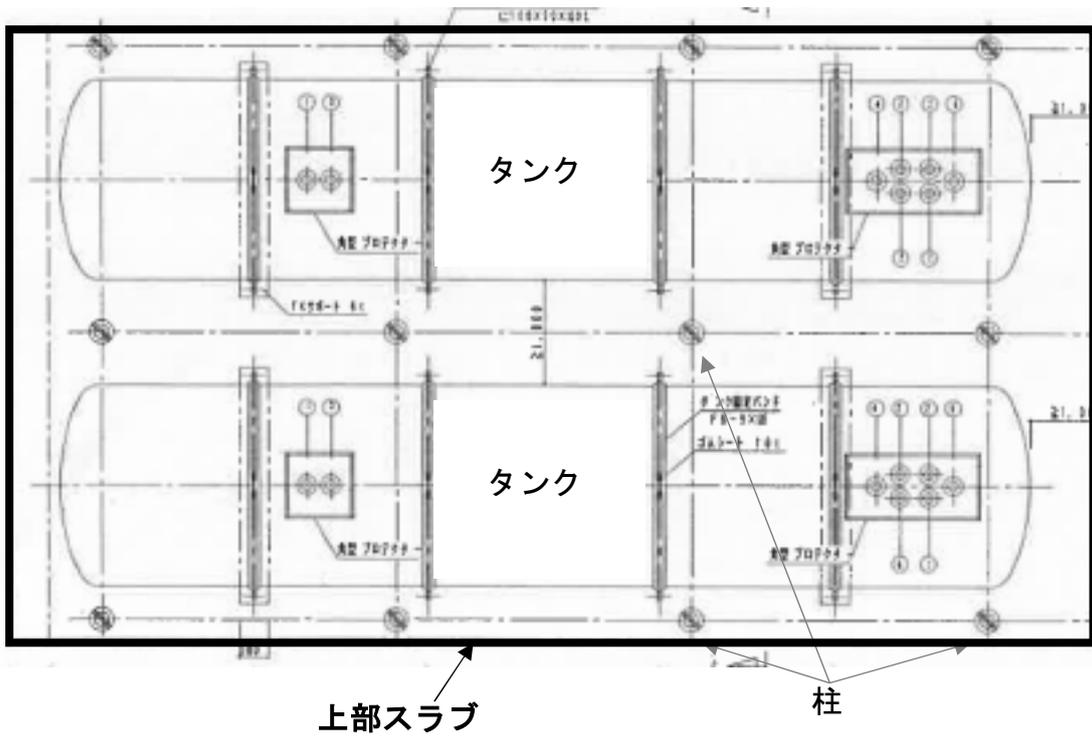
**【解説】**

- 1 「専用タンク」とは、計量機に配管が繋がっている地下タンクのことをいう。
- 2 「廃油タンク等」とは、廃油の地下タンク及びボイラー等のみに配管が繋がっている地下タンクのことをいう。
- 3 上部スラブとは、地下タンクを保護するために設けられた厚さ30cm以上の鉄筋コンクリート造のふたをいう。

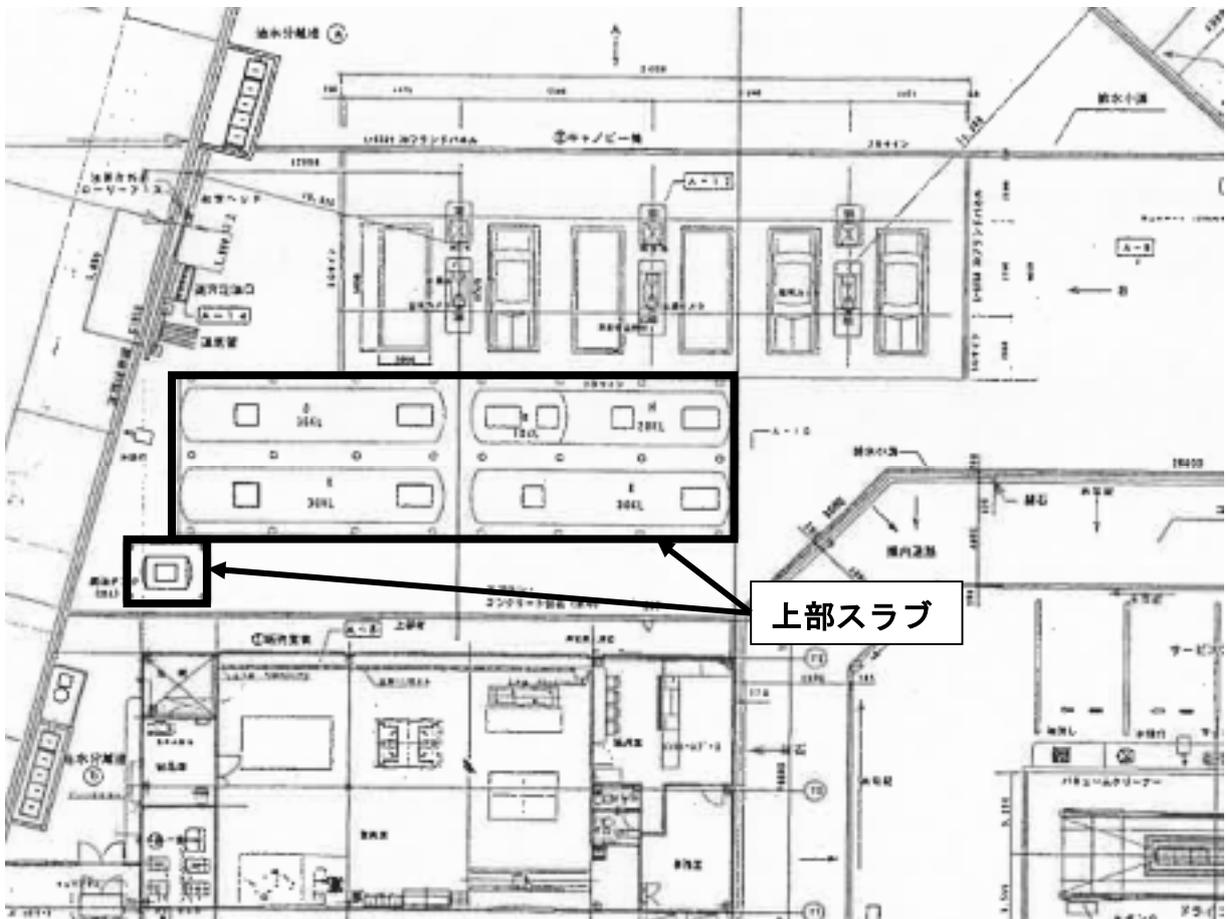
【タンク埋設のイメージ図（断面）】



【タンク埋設のイメージ図（上から見た図）】



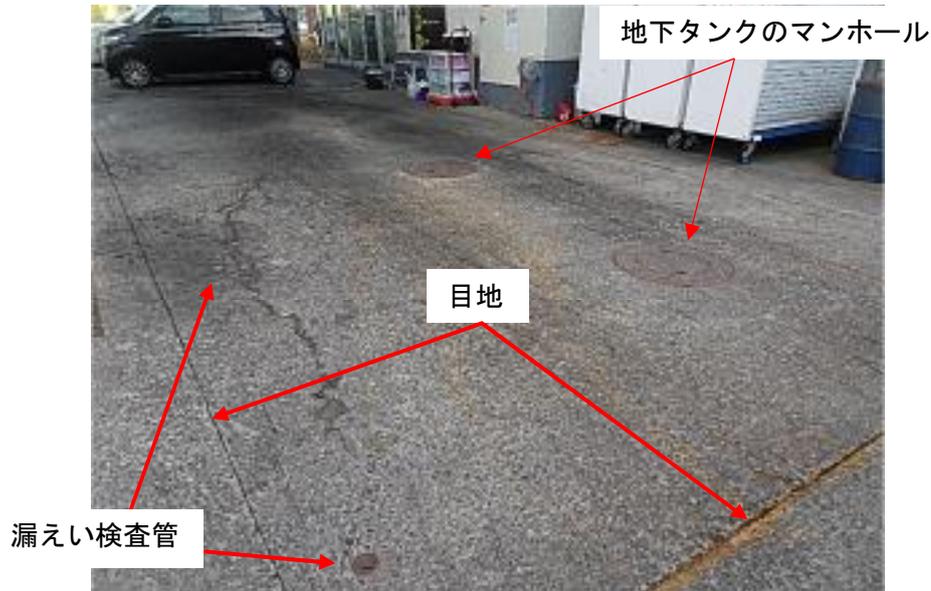
【給油取扱所の平面図の例】



【鋼製一重殻タンクの例】

鋼製一重殻タンクを地上から見ると、漏えい検査管のふたが設置されているので、上部スラブの大きさが大体わかる。また、上部スラブの形に添って目地（コンクリートの切れ目）があるものもある。

※ 設置年が古いタンクや廃油タンクなどに鋼製一重殻タンクが多い。



【SF二重殻タンクの例】

二重殻タンクの場合も、一般に上部スラブの形に目地（コンクリートの切れ目）があり、上部スラブの大きさがわかるが、鋼製一重殻タンクと違い、漏えい検査管はない。



■この点検の対象は		すべてのSS		
No.	点検項目		点検内容	点検方法
16	専用タンク・ 廃油タンク等	タンク本体	漏えいの有無	※注1
<p>地下タンクからの危険物の漏れの有無について、「地下タンク等定期点検実施結果報告書」により異常がないかを確認する。</p>				

※ 注 1 地下タンクのタンク本体及び地下埋設配管の漏えいの有無については、「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（平成16年3月18日付け消防危第33号）により点検すること。

### 【解説】

#### 1 タンク本体

※ 下の写真は埋め戻す前の地下タンクの状態

【SF二重殻タンクの例】



【FF二重殻タンクの例】



【鋼製一重殻タンク(アスファルト防水)の例】



## 2 漏れの点検を行わなければならない地下タンク及び二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻

No.	地下タンク等の別	漏れの点検の要不要
1	鋼製一重殻タンク	漏れの点検必要
2	鋼製二重殻タンク 【S S 二重殻タンク】 ※ 二重殻タンクの外殻は鋼板であり、検知層には検知液が入っている。	漏れの点検不要
3	鋼製強化プラスチック製二重殻タンク 【S F 二重殻タンク】 ■ 検知層に検知液の入っていないもの ※ 一般的にSF二重殻タンクの検知層には検知液は入っていない。	①強化プラスチック製の外殻の漏れの点検必要 ②内殻タンクの漏れの点検不要
4	鋼製強化プラスチック製二重殻タンク 【S F 二重殻タンク】 ■ 検知層に検知液の入っているもの【液封】	漏れの点検不要
5	強化プラスチック製二重殻タンク 【F F 二重殻タンク】 ■ 検知層に検知液の入っていないもの	①強化プラスチック製の外殻の漏れの点検必要 ②内殻タンクの漏れの点検不要
6	強化プラスチック製二重殻タンク 【F F 二重殻タンク】 ■ 検知層に検知液の入っているもの【液封】 ※ 一般的にFF二重殻タンクの検知層には検知液が入っている。	漏れの点検不要

## 2 漏れの点検が必要な場合の点検を行わなければならない周期

## (1) 鋼製一重殻タンク

条 件		点検周期
1	地下タンクの設置※1から <u>15年以内のもの</u>	<b>3年※2</b>
2	地下タンクの設置から <u>15年を超えるもの</u> ※ 次の3、4に掲げるものを除く	<b>1年</b>
3	地下タンクの設置から <u>15年を超えるもので、危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置を講じた次に掲げるもの</u>	<b>3年</b>
(1)	① 地下貯蔵タンクがタンク室内に設置されていること。 ② 当該タンク室内に設けられた漏えい検査管により1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。	

(2)	① 地下貯蔵タンクがタンク室内に設置されていること。 ② タンク容量の 100 分の 1 以上の精度で在庫管理を行い、1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認していること。	
(3)	① 地下タンク内面に FRP コーティングを施工していること。 ② タンク容量の 100 分の 1 以上の精度で在庫管理を行い、1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認していること。	
(4)	① 平成 16 年 3 月 31 日以前に設置の許可を受け又は設置の許可の申請をしていた製造所等 ② 漏えい検査管により 1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認すること。 ③ 地下貯蔵タンク及び地下埋設配管に電気防食の措置が講じられていること。	
(5)	① 平成 16 年 3 月 31 日以前に設置の許可を受け又は設置の許可の申請をしていた製造所等 ② 漏えい検査管により 1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認すること。 ③ 地下貯蔵タンク及び地下埋設配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないこと。	
(6)	① 平成 16 年 3 月 31 日以前に設置の許可を受け又は設置の許可の申請をしていた製造所等 ② 漏えい検査管により 1 週間に 1 回以上危険物の漏れを確認すること。 ③ 地下貯蔵タンクの容量の 100 分の 1 以上の精度で 1 週間に 1 回以上危険物の在庫管理を行うこと。 ④ 「地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書」を市町村長あて届け出ること。	
4	危告示第 71 条第 1 項第 5 号の「その他の方法」として、統計的手法を用いた漏れの点検方法（SIR）を導入している場合には、1 日 1 回危険物の受入量、払出量、在庫量を測定するものである。	毎日

※1 「設置から」とは、地下タンクが給油取扱所が出来た時からある場合は、設置完成検査済証の交付年月日をいい、給油取扱所が出来た後に地下タンクを増設した場合には、その時の変更完成検査済証の交付年月日をいう。

※2 点検周期の「1 年」又は「3 年」は、設置の完成検査済証の交付を受けた日又は直近の点検を行った日から、1 年又は 3 年を経過する日の属する月の末日までの間に点検を 1 回以上行わなければならないということである。

## (2) 二重殻タンク

条件		点検周期
(1)	<p><b>S F二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻</b></p> <p>※ 検知層に検知液の封入されていないもの</p> <p>■ 一般的に S F 二重殻タンクは検知液が封入されていない。</p>	3年※
(2)	<p><b>F F二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻</b></p> <p>※ 検知層に検知液の封入されていないもの</p> <p>■ 一般的に FF 二重殻タンクは検知液が封入されている。</p>	

## (3) 休止中の点検期間延長承認を受けた地下タンク等

条件	点検周期
「休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書」による申請が承認された場合	危険物の貯蔵又は取扱いを再開する日の前日まで

■この点検の対象は		すべてのSS		
No.	点検項目		点検内容	点検方法
17	専用タンク・ 廃油タンク等	通気管	位置、固定の適否	目視
通気管の位置、通気管を固定しているバンドのゆるみ、破損などを目視で確認する。				

**【解説】**

通気管の位置の基準は次のとおり。

- 1 通気管から排出される可燃性蒸気を空気中に拡散して火災危険をなくするため、通気管の先端は地上4m以上の高さとする。
- 2 通気管の先端は、建築物の窓、出入口等の開口部から1m以上離す。
- 3 引火点が40℃未満の危険物（ガソリン）のタンクに設ける通気管にあっては、敷地境界線から1.5m以上離す。

**【通気管の設置例①】**



**【通気管の設置例②】**



■この点検の対象は		すべてのSS		
No.	点検項目		点検内容	点検方法
18	専用タンク・ 廃油タンク等	通気管	腐食、損傷の有無	目視
通気管に腐食、損傷がないかを目視で確認する。				

### 【解説】

#### 1 腐食の多い箇所

##### (1) 通気管の根本

雨水が根本に溜まり腐食が進行しやすい。

##### (2) 通気管に貼られている漏れ点検のシールの裏側

何年も同じ箇所にシールが貼られていると、シールの裏側で腐食が進行することがある。

なお、最新のシールだけを貼っておけばよく、古いものははがしてもよい。

##### (3) 通気管を固定している金物と接している部分

金属同士が接触している部分は腐食が進行しやすいため、接触部分にゴムシートやビニールテープ等を巻くことで防ぐことができる。

【通気管の根本】



【漏れ点検のシール】



【通気管の固定箇所】



■この点検の対象は		すべてのSS		
No.	点検項目		点検内容	点検方法
19	専用タンク・ 廃油タンク等	通気管	引火防止網の脱落、目づまり等の有無	目視
<p>通気管の先端には引火防止網が設置されているので、引火防止網が脱落していないか、網目が詰まっていないかなどを目視で確認する。</p>				

### 【解説】

#### 1 引火防止網

通気管から排出される可燃性蒸気に引火した際に、通気管内に火炎が入ることを防ぐために設置されている。

一般に、ステンレス製の40メッシュの金網が設置されている。

※ 40メッシュとは、25.4mm（1インチ）の間に、40個の網目（目開き）がある網のこと。

2 実際に引火防止網を点検しようとする時、通気管の先端は高さ4m以上あり大変危険であるため、決して一人で行ってはならない。複数人で行い、はしごの固定、命綱、ヘルメットをかぶるなど安全対策を確実にとらなければならない。

#### 【通気口の例】

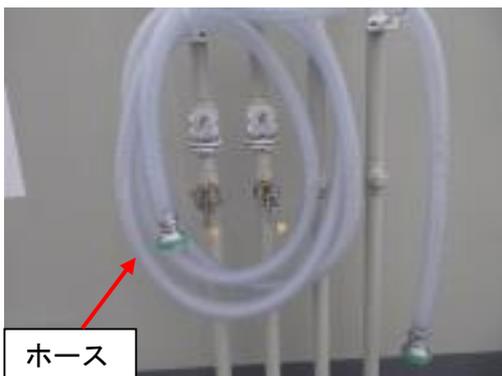


■この点検の対象は		すべてのSS		
No.	点検項目		点検内容	点検方法
20	専用タンク・ 廃油タンク等	可燃性蒸気回 収弁	損傷の有無	目視
<p>通気管に可燃性蒸気回収装置が設置されている場合は、外観上損傷がないかを目視で確認する。</p> <p>可燃性蒸気回収装置に接続するホースをSSで持っている場合には、ホースの劣化、損傷等を併せて確認する。</p>				

### 【解説】

- 1 タンクローリーの荷卸しするタンク室と荷下ろしされる地下タンクの通気管とをホースでつなぎ、通気管から放出される可燃性蒸気等をタンクローリーに回収するための装置。
- 2 このホースが劣化し、穴や亀裂があると、本来タンクローリーに回収される可燃性蒸気がホースの穴や亀裂から漏れだし危険な状態となるので、ホースの管理は大変重要となる。

### 【可燃性蒸気回収装置の例】



ホース



全体にさび付いた可燃性蒸気回収装置

■この点検の対象は		すべてのSS		
No.	点検項目		点検内容	点検方法
21	専用タンク・ 廃油タンク等	液量自動表示 装置	損傷の有無	目視
液面計に損傷がないかを目視で確認する。				

### 【解説】

液面計は地下タンクのタンク室ごとにマンホール内に発信部、遠方注入口の付近に遠隔式の液面計があり、他事務室や販売室などに設置されている。

【液面計の例（地下タンクマンホール内）】



【液面計の例（販売室等）】



【液面計の例（注入口付近）】



■この点検の対象は		すべてのSS		
No.	点検項目		点検内容	点検方法
22	専用タンク・ 廃油タンク等	液量自動表示 装置	作動状況及び指示の 適否	目視
各タンク又は各タンク室の液面計について、計量棒による測定結果と液面計の値が同じであることを確認する。				

### 【解説】

- 1 液面計は、ストレートタンクの場合には1個、中仕切りタンクの場合はタンク室の数だけ設置されているので、すべての液面計について点検を行う。
- 2 1のタンク又はタンク室に設置されている液面計の発信部と遠隔の液面計とで数値が同じかについても確認を行う。
- 3 タンクにより計量棒が異なるので、計量するタンクに合った計量棒を使う。

#### 【専用タンクの計量の例】



■この点検の対象は		すべてのSS		
No.	点検項目		点検内容	点検方法
23	専用タンク・ 廃油タンク等	計量口	ふた 蓋の閉鎖状態	目視
専用タンク及び廃油タンク等の計量口のふたが閉鎖されているかを目視で確認する。				

### 【解説】

- 1 計量口は地下タンクのマンホール内に設置されている。計量口のふたは、計量するとき以外には閉鎖していなければならない。
- 2 計量口のふたが開いていると、マンホール内に可燃性蒸気が流入するなど危険である。

### 【計量口の例】



■この点検の対象は		すべてのSS		
No.	点検項目		点検内容	点検方法
24	専用タンク・ 廃油タンク等	計量口	変形、損傷の有無	目視
計量口や計量口のふたが変形していないか、損傷していないかを目視で確認する。				

### 【解説】

計量口や計量口のふたが変形、損傷していると、正常にふたが閉鎖しなかったり、損傷部分から可燃性蒸気が流出するなどの危険がある。

### 【計量口の例（ふたを開けたところ）】



■この点検の対象は		すべてのSS		
No.	点検項目	点検内容	点検方法	
25	専用タンク・ 廃油タンク等	漏えい検査管	変形、損傷、土砂等の 堆積の有無	※注2

- ① 漏えい検査管のふた等が変形、損傷していないかを目視で確認する。
- ② 漏えい検査管にコンベックス等を挿入して地盤面からの深さを測り土砂等の堆積の有無を確認する。他の漏えい検査管よりも浅いものは土砂等の堆積が疑われる。
- ③ 漏えい検査管にコンベックス等を挿入し、臭いや色などを見て危険物の有無について確認する。

※注2 検査棒等により確認するとともに、併せて漏えい危険物の有無についても確認すること。

### 【解説】動画・写真あり

- 1 漏えい検査管は、鋼製一重殻タンクの周囲 4ヶ所に埋設して設置されており、地下タンクから危険物が流出した場合に、流出した危険物が漏えい検査管に流入するよう穴が開いている。

【漏えい検査管の例】



- 2 漏えい検査管にコンベックス等を挿入して深さを測定し、他の漏えい検査管よりも深さの浅い漏えい検査管は土砂等が堆積している可能性がある。



※ 写真は地下タンク貯蔵所の漏えい検査管にコンベックスを挿入し、深さを測っているところ

- 3 計量棒には危険物が付着しているため、漏えい検査管に挿入してはいけません。危険物の付着していない棒やコンベックス等を使用する。
- 4 二重殻タンクに漏えい検査管は設置されない。

【漏えい検査管の設置例】



【漏えい検査管の点検】



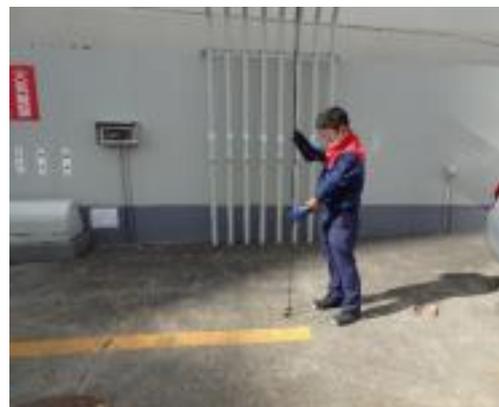
①漏えい検査管のふた



②プライヤー等でふたを開ける



③ふたを開けた状態



④検水棒等を挿入する

No.25 漏えい検査管・変形、損傷、土砂等の堆積の有無



⑤漏えい検査管の底まで挿入する



⑥検水棒等を抜き、色や濡れている部分を確認する



⑦臭いを嗅ぎ漏えいの有無を確認する



⑧触った感触等で漏えいの有無を確認する

■この点検の対象は		すべてのSS		
No.	点検項目		点検内容	点検方法
26	専用タンク・ 廃油タンク等	漏えい検知装置（二重殻タンク）	損傷の有無	目視
二重殻タンクの漏えい検知装置について、損傷がないかを目視で確認する。				

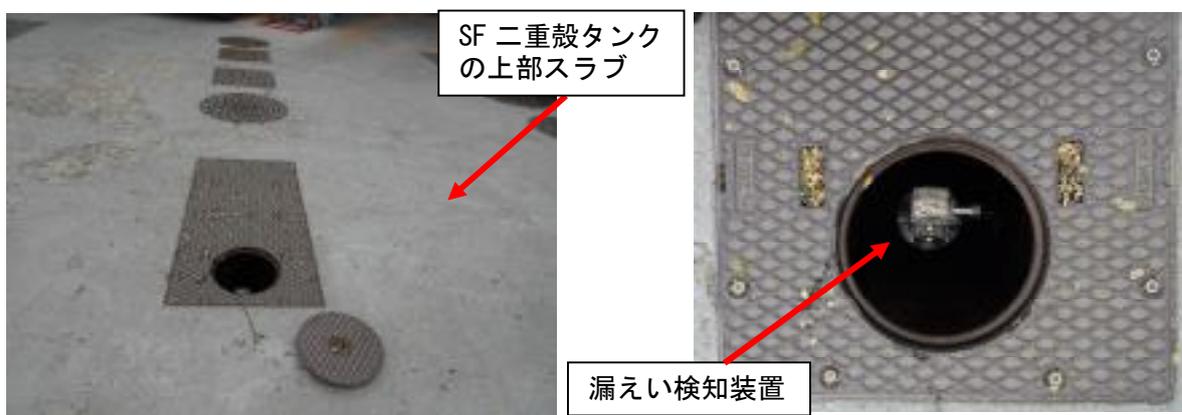
### 【解説】

二重殻タンクには、タンクから危険物が流出した場合に自動的に検知し警報を発する装置が設置されている。

漏えい検知装置はタンク 1 本につき 1 個設置される。中仕切りタンクであっても漏えい検知装置は 1 個である。

ここでは、設置例が多いSF二重殻タンクの例を挙げる。

#### 1 発信部の例（地下タンクのマンホール内に設置されている。）



リークテスト用プラグ  
テストをするときは、このプラグをマイナスドライバー等で外し、上に引っ張り上げる。

2 受信部（液面計と一体になったものが多い）



■この点検の対象は		すべてのSS		
No.	点検項目		点検内容	点検方法
27	専用タンク・ 廃油タンク等	漏えい検知装 置（二重殻タン ク）	警報装置の機能の適否	作動確認
二重殻タンクの漏えい検知装置を作動させ、正常に警報が出るか確認する。				

### 【解説】動画あり

ここでは、設置数の多いSF二重殻タンクの漏えい検知装置について説明する。  
一般的に、漏えい検知装置には作動テスト用のプラグが付いており、プラグを  
取り外しテンションがかかるまでテスト用ワイヤーをゆっくり引っ張り上げて  
しばらく待つと液面計と一体となった表示装置で警報が発せられる。

#### 【SF二重殻タンクの漏洩検知装置の点検方法（例）】



①地下タンクのマンホールを開ける。



②テスト用プラグをマイナスドライバーで  
外す。



③外したプラグを持ち、テンションがかか  
るまでゆっくり引き上げる。



④テストしたタンクの異常ランプが点灯し、警  
報が鳴るとともにレシートが出てくる。